

照合省略指定事業所事務担当者研修

～第4部 雇用継続給付について～

- ・ 高年齢雇用継続給付
- ・ 育児休業給付
- ・ 介護休業給付

目次

- 1 はじめに
- 2 給付金の返還が必要となったケースについて
- 3 給付金の返還が必要となる事案の未然防止（適正な申請）のために

※本動画は、令和4年11月現在の制度に基づき作成しています。今後の制度改正により、取扱いが変わる可能性があることについて、あらかじめご了承ください。

「雇用保険事務手続きの手引き」



- ・ 雇用保険事務手続きの参考としていただくため、ハローワークで交付しています。
- ・ 大阪労働局で作成しており、ホームページにも掲載されています。



第4部 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）

1 はじめに



支給した給付金の返還について

- 近年、雇用継続給付関係で支給した給付金の返還が必要となるケースが多くある。

※特に育児休業給付や電子申請により申請された事案



- 照合省略の指定を受け添付書類を省略していることも一因と考えられる。
- 返還事案が続く場合は、事務処理が適正に行われていないと判断し、指定を撤回することもある。

実際に手続き誤りによって給付金の返還が必要となったケースについて
みていきましょう！



第4部 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）

2 給付金の返還が必要となったケースについて（高年齢雇用継続給付）

支給対象月の末日まで雇用保険の被保険者であることが必要

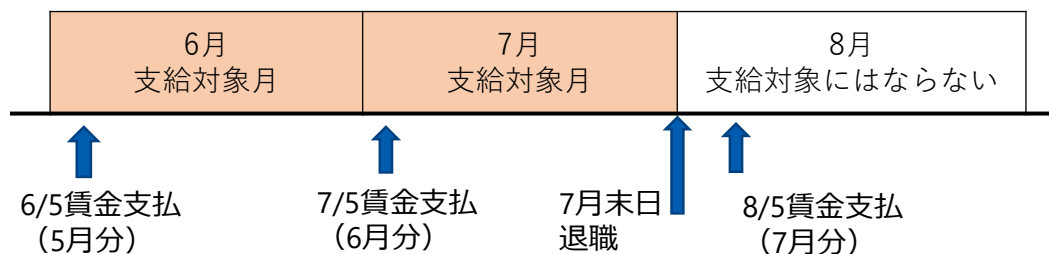
- 被保険者が月の途中で退職、または週の所定労働時間が20時間未満に変更となった場合など、支給できない状態にもかかわらず申請を行っていた。
➡支給要件の確認、速やかな資格喪失届提出。

「支給対象年月に支払われた賃金額」

- 高年齢雇用継続給付の支給額算出の際の「支給対象年月に支払われた賃金額」とは、その月に実際に支払われた賃金額を指す。
➡賃金の支払対象期間ではなく、「賃金の支払日」を基準に考える。

離職証明書とは異なります。

例示 【賃金締切：月末 賃金支払：翌月5日 ※7月末日に退職】



第4部 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）

2 給付金の返還が必要となったケースについて（高年齢雇用継続給付）

通勤手当の計上誤り

- 通勤手当は、支払いのあった月以降の各月に割り振って計上する。

例示 【通勤手当10,000円（4～6月の3ヶ月分）】

例示1 (通勤手当 3月支払)	3,333円	3,333円	3,334円	×
例示2 (通勤手当 4月支払)	×	3,333円	3,333円	3,334円
	3月	4月	5月	6月

- ・ 貸金月額証明書に記載した通勤手当は、支給申請時には計上できません。
- ・ 対象月に計上する離職証明書の記載方法とは異なるためご注意ください！



第4部 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）

2 給付金の返還が必要となったケースについて（育児休業給付）

職場復帰日の申告もれ

- 受給中に職場復帰した場合は、原則として職場復帰日の前日までの支給となる。
➡受給中の被保険者の状況を正確に把握すること。職場復帰の有無や保育所への入所状況など。

育児休業期間延長の申請もれ

- 支給終了後、育児休業期間延長の対象者であったことが判明した場合、支給内容を訂正するため、一旦、給付金の返還が必要となる。
➡1歳時点、1歳6ヶ月時点で、支給対象期間の延長対象者であるかどうか必ず確認を行う。

育児休業中の就労申告もれ

- 育児休業中の就労については、雇用主の事業所における就労はもちろん、雇用主以外の事業所等での就労であっても申請時に申告が必要となる。
➡受給中の被保険者の状況を正確に把握すること。雇用主以外の事業所での就労の有無も要確認。

第4部 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）

2 給付金の返還が必要となったケースについて（育児休業給付）

育児休業中に第2子を妊娠・出産する場合

- 第1子の育児休業給付は、第2子の産前休暇の前日まで（産前休暇を取得しない場合は第2子の出産日まで）。
➡第2子を妊娠している場合は、被保険者の状況を正確に把握し、いつまで申請できるか注意が必要。

育児休業給付については、被保険者の状況を
しっかり確認・把握しておくことが重要！



第4部 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）

3 給付金の返還が必要となる事案の未然防止（適正な申請）のために

ポイント

- 給付金の手続き担当者が正しく制度理解することはもちろん、被保険者の状況についても正確に把握しておくこと。
 - すでに退職もしくは職場復帰していた場合
 - 保育所へ入所できなかったが、その旨の申し出が漏れていた場合（延長できていた）
 - 次子の出産予定がある場合
- 現場の担当者は被保険者の状況について把握しているが、それが給付金の事務担当者まで伝わっていないことがある。

- 適正な申請となるよう申請前に今一度申請内容の確認をお願いします。
- 照合省略の指定を受けている事業所であっても、必要に応じて添付資料の提出を求めることがあります。

